

平成27年度教育行政執行方針



平成27年第1回占冠村議会定例会の開会にあたり、教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

急激な、グローバル化や高度情報化、少子・高齢化の急速な進展といった社会の変化を遂げる中であつて、将来を担う子どもたちには、こうした変化を乗り越え、未来を切り拓いて力を育む教育が求められています。

教育をめぐる状況に目を向けますと、地方教育行政制度改革のため「地方教育行政の組織及び運

営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月から施行されます。これに伴い、教育行政における責任を明確にするとともに、迅速な危機管理体制を構築するなど、首長との連携を図りながら教育行政を一層推進していく必要があります。こうした中、学校、家庭、地域がしっかりと連携を図りながら、村民総ぐるみで、これからの時代を生きる子どもたちの未来を希望あふれるものとしていかなければなりません。そこで、家庭や地域の教育力

向上を図りながら、未来を担う人材育成に努めてまいります。

一方、生涯学習においては、人々の学習需要が高まり、その内容が多様化するのに伴い、学習サービスの内容の向上や学習成果の活用、さらには学習活動を通じた地域活動の推進などを図っていくことが必要になっていきます。また、家庭環境や地域社会の変化により、子育てについての悩みや不

安を抱える家庭が増加しており、社会全体で家庭教育を支援する取組を推進していかなければならないと考えております。

以下、本年度の主要な施策について申し上げます。

学校教育の充実

変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本の確実な定着、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え主体的に判断し、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための「生きる力」であります。

この「生きる力」という理念は、基礎基盤社会の時代においてますます重要であり、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成をすることが求められています。

そこで、学校・家庭・地域が信頼関係の下に連携し、「確かな学力の育成と個性の伸長」、「豊かな人間性や社会性の育成」、「健やかでたくましい体づくり」、「家庭や地域の信頼に応える学校づくり」を展開する教育を推進し、心身ともに健全な児童生徒の育成を図ってまいります。また、学校施設については、児童生徒の安全を確保するとともに、学びやすい学習環境づくりを目指し、計画的に整備を進めてまいります。

(1) 確かな学力の育成

これからの学校教育では、子どもたち一人ひとりが、変化の激しい社会を生き抜くための基礎となる力を身に付けることが求められます。このことから、小規模校の特性を生かし児童生徒一人ひとりの学習状況を的確に捉え、少人数指導や習熟度指導等の個に応じたきめ細やかな指導により、基礎・基本の確実な定着をめざしてまいります。

ICTを活用した教育については、児童生徒の学力の向上やブレゼンテーション能力の育成のため、ICTを活用した、より分かりやすく魅力ある授業を行うなど、授業の中で児童生徒がパソコン等を効果的に活用して自らの考えを発表する機会を設定してまいります。また、情報モラル教育については、児童生徒がパソコンや携帯電話等を目的に応じた手段として正しく活用できるように、教職員研修や授業を行うてまいります。

特別支援教育については、一人ひとりのニーズにあわせた支援を行うため、特別支援学級を適切に設置するとともに、特別支援教育支援員の効果的な配置に努めてまいります。また、教職員の指導力の向上をめざし、若手教職員を対象とした研修を実施してまいります。



国際社会において地球的視野に立ち、様々な人々と協調しながら主体的に行動できる児童生徒の育成をめざし、外国語指導助手の派遣、中学生短期交換留学事業を推進するとともに交流内容のさらなる向上に努め、互いに認め合い、尊重し、共に生きていくための資質や能力を育む教育を推進してまいります。

(2) 豊かな心の育成

生徒指導については、「毅然とした指導」と「決してあきらめない粘り強く温かい指導」の両面を通して自己存在感などの育成を図り、児童生徒の自己実現をめざす積極的な取組ができるよう、各学校を支援してまいります。

また、教育相談については、一人ひとりが明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、相談体制の充実に努めてまいります。

子どもの命・人権を大切にすることが、重大な人権侵害である取り組みが、いじめ・虐待・体罰等を許さない地域、学校づくりにつながるべく、いくものであるとの認識に立つて取組を支援するとともに、ボランティア体験や福祉体験等の活動を通して、子どもたちの他者を思いやる気持ちや自尊心を育み、学校教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ってまいります。

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。これを受け、「占冠村いじめの防止等に関する条例」を策定し、いじめ撲滅に向けた機運を高め、その対策を推進してまいります。

(3) 健やかな体の育成

健やかな体の育成につきましては、「子ども一人ひとりが発達・成長し生涯に渡り健康で安全な生活を送る基盤となるものである」と認識し、体力の向上、健康な生活習慣の形成に努めてまいります。

各学校において健康教育や体力向上のための多様な取組が行

われておりますが、今後は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果などを活用して、学校教育全体を通して体力の増進と自らの体力の状況を知り、体力向上のために自ら進んで継続的に運動に取り組むための場の工夫と運動習慣の育成を図ってまいります。

また、健康な生活習慣を身に付けさせるために、基本的な生活習慣の形成、心の問題、生活習慣病、感染症など、学校と家庭が情報を共有し協力関係を築きながら、適切に対処してまいります。併せて、正しい食事のあり方や望ましい食習慣につながるよう、「主食」



を食育のテーマとしてバランスのよい食事について取り上げ、学校・家庭・地域の連携により、食に関する指導の充実を図ってまいります。

(4) 地域とともに歩む学校づくりの推進

子どもたちの教育活動や学校運営に関する情報を家庭や地域に公表し、説明するとともに、保護者や地域住民の理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域との連携のもと、開かれた学校づくりに努め、地域人材の活用や地域住民によるボランティア活動等を通して、学校や子どもたちを支援する取組を推進するなど、地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を育む体制づくりに努めてま



いります。

そこで、学校教育活動等の成果を検証し、学校経営の改善と充実のために「学校運営協議会」・「学校評議委員会」による学校評価などをを行い、保護者や地域住民の意見や要望を教育活動に反映し、地域における教育力を生かしながら、開かれた学校づくりの展開を図ってまいります。

また、村内教育研究活動を通して、学校内の組織的研修をはじめとした機会充実を図りながら、教職員の実践的指導力の向上に努めてまいります。

(5) 就学機会への支援

多様な就学機会への支援については、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に支援を継続するとともに、高校・大学等の入学資金の調達が困難な方に資金の貸付を行い、教育を受ける機会の確保に引き続き努めてまいります。

社会教育の充実

人は生涯を通じて学び、育ち、自らの向上と自己実現に向けたそれぞれの歩みを進めています。また、人口の減少や少子化・高齢化などの社会の変化に伴い、男女や年齢を問わず、一人ひとりが生涯を通じて社会的課題への学びを深め、その力を発揮し、社会に参画していくことが、一層求められるようになっていきます。

こうした中、子どもから高齢者まで生涯にわたる学びの機会を充実させるとともに、文化や芸術などにふれあう機会をつくるなど、豊かな学習環境を整え、地域文化の振興と向上に努めてまいります。

(1) 家庭教育の推進

近年、家庭教育力の低下が指摘されていますが、家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものでもあります。

現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっており、家庭教育が地域や学校との連携をはじめとする豊かなつながりの中で行われ、多様化する様々な

課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校や地域と連携した支援の仕組みづくりを推進してまいります。



(2) 生き生きと学ぶ生涯学習の推進

村民のライフスタイルや学習ニーズも多様化し、少子高齢化や、環境問題、人権問題など、現代的課題に関する学習への関心も高まっています。特に、近年では防災・大災害時などにおいて地域コミュニティが発揮する力の大きさが注目され、地域活性化に果たす生涯学習の重要性が見直

されています。

こうした状況の中、「自ら学ぶことの大切さを実感する生涯学習」を念頭に置き「学んだ成果を生かし、誰もが輝くことのできる生涯学習」を目標に各種事業を展開してまいります。

公民館事業については、引き続き現代的課題や生活課題、地域課題の解決に資する講座の充実に努めるとともに、講座・行事の実施にあたっては、関係諸団体、大学等の社会資源を活用し、学びを重視した社会教育の事業展開を図ってまいります。

これまでも読書活動の推進に力を入れてきましたが、今まで以上に、占冠村の子どもたちが本に親しみ、読書の楽しさを味わえるような環境づくりをめざし、昨年度「占冠村読書活動推進計画」を策定し今年度よりスタートすることから円滑に進めるべく、関係機関との連携や村民の皆様との協力による子ども読書活動を推進してまいります。

(3) 芸術文化の振興

地域における芸術文化活動や文化継承活動は、ゆとりと温もりのある地域社会を創造していく上においてかけがえのない礎となります。

また、これらの活動に親しむことにより郷土に対する誇りや愛



着が培われ、個性豊かな地域文化を創造し、その活力を新たなまちづくりにつなげることができると考えられます。このような観点から、芸術文化活動の進展に向け、優れた芸術文化に接する機会を多くの村民に提供するとともに、村民参加の文化活動を支援してまいります。

(4) スポーツの振興

近年、人々を取り巻く社会環境は急激に変化し、精神的なストレスの増大や運動不足による生活習慣病の増加など様々な問題が出てきており、心身の健康の保持増進とコミュニティの形成が大きな課題となっています。

こうした社会状況において、スポーツ・レクリエーションは、健

全な心身の発達を促し、人間性を豊かにするとともに、充足した生活を営むうえで重要な役割を果たすものであります。これらの活動を推進するためスポーツの機会を積極的に提供し、スポーツ施設の計画的な整備・充実に努めるとともに、子どもから高齢者まで、それぞれのライフスタイルにあった「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」楽しむことができるよう、各種の大会やスポーツ教室を開催するなど、村民の生涯スポーツを推進してまいります。

(5) 社会教育施設の充実

社会教育施設については、多様な化する村民ニーズを踏まえ、施設の改修や設備の更新を計画的に実施するとともに、村民が安全に快適に利用できる施設管理に努め、それぞれの施設特性を最大限に活用しながら、事業効率・効果向上のため必要に応じて連携を図り、村民の多様な学習意欲に対応し、生涯を通して学ぶことができる機会の充実に努めてまいります。



むすびに

以上、平成27年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げますが、教育の推進にあたっては、関係機関、団体、地域の連携を一層深め、本村の特性や地域の教育力を生かした学校教育、生涯学習の充実に努めてまいります。

今後とも、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。占冠村教育行政執行方針とさせていただきます。